

ものもあり。分量を増すときは利用は絶対的にも比例的にも増加して易らざる場合を云ふ。即ち左の如し。

一石の利用 6	一石ある場合
同 6	二石 同
同 6	三石 同
同 6	四石 同

但し此法則に従ふものと雖も、或度以上に及ぶときは利用遞減する場合多し。故に何れの場合にも、晚かれ早かれ利用遞減の作用は顯はるゝものにして、而して又た何れの場合にも現に需要せらるゝ分量に就ては、各單位の利用は限界利用なりとす。

全利用と限界利用

今價格を定むるに方りて云ふ利用の大小とは、全利用の

費用の大小

謂にあらず、最終増量の利用、即ち増加の限界點にある一定量の限界利用の大小の謂なり。買手の限界利用は、賣手の限界利用より大なるものなれば、買手中最も購買心又は購買力の乏しき者の限界利用こそ價格の最高限なり。故に價格其以上に昇るときは、其買手は取引を停止すべし。

b 費用の大小

購買心又は其力最小なる買手の限界利用が、價格の最高限なる反對に、最高の費用を要したる賣手の費用は價格の最低限たるものとす。蓋し價格が費用を償ふに足らざるときは、其賣手は取引を行はざるは勿論なり。但し非常特別の場合約は此限にあり。費用とは、賣手自ら生産したるものに就ては生産費にして、買入れたるものに就ては其買入價格なり。故に、新

新たに生産し得る財と然らざる財

再生産費

たに同様のものを生産し得る財と、然らざる財とは、其の趣異れり。新たに生産し得るものに就ては、縦令自ら生産せざるものにて、概ね之を更らに生産する場合の生産費を再生産費が最低の限度なり。再生産費の法則。新たに生産し得ざるものに就ては、生産費は殆んど價格を定むる原因とならず、過去の買入價格も又た影響すること少く、一に唯だ其利用のみ有力なる原因たる可し。又た同じく新たに生産し得るもの、中、容易に新生産を企て得るものと、然らざるものとを區別するを要す。容易に新生産を企て得るものは、市場に提供せらるゝもの、中、最低の生産費主として價格決定の一因となり、其以上の生産費を要するものは、競争の結果其業を停止せざるを得ざるとなる可し。其反對に容易に新生産を企て得ざるもの、價格は、重に最高生産費に

容易に新生産し得る財と然らざる財

定時最高生産費長期最低生産費の法則

よりて左右せらるゝものとす。

一般に就て云へば、一定時に於ける價格は其時に存する最高生産費によりて支配せられ、長期に渉る價格變動の傾向に就て見れば、價格は漸次最低生産費の爲に左右せらるるものなり。換言すれば、現在の價格は現に取引する賣手（生産者）の中、最も多額の生産費を費やしたる者が其費用を償ひ得る點を以て最低限となすものなれども、價格變遷の趨勢より見れば、最低の生産費を費やすもの漸次市場に勝を占むるとなるものなり。之を定時最高生産費、長期最低生産費の法則と稱す。

さて費用にも利用と同じく、遞増遞減・不易の三法則行はるゝものなり。即ち或生産品は、生産高を増すに従ひ愈々多額の生産費を要し、又或生産品は、其反對に生産を増す毎

費用遞増・遞減・不易の法則

土地の産物と工業品

に費用遞増し、又は或度までは遞増し、其以上遞減するか、或度までは遞減し、其以上遞増するものあり。又或生産品は生産高を増すも、費用は常に生産高に比例して増すのみにて變動なきものあり。就中、土地の産物は、土地が收穫遞減の法則に支配せらるゝ結果、費用の側より云へば、生産費遞増の法則に制せらるゝもの多く、其反對に工業品殊に機械製造品は收穫遞増の法則に支配せられ、費用の側より云へば、生産費遞減の法則に従ふを常とす。故に文明の進歩により富を増すの道は、可成生産費遞増の傾向を有する生産品に代ふるに、生産費遞減の傾向ある品を以てするにあり。長期最低生産費の法則は此作用を促して、生産の進歩、富の増殖を助くる所以なりと知る可し。

* * * * *

需要供給の數量

さて右の如く、利用も費用も共に、遞増遞減不易の三法則に支配せらるゝものにして、一財の價値の大小は之によりて定まるものなり。されば價格の原因たる價値の大小は劃一に概説し難く、而して縱令利用と費用の大小は、一定時に於ては一定なりとも、價値は此兩者の比較評量に基きて下さるゝものなれば、主觀的評量に免れざる個人的、地方的又境遇的事情の影響甚だ大なりと知る可し。

第七節 需要供給の數量上の大小

價値の大小は品質的原因にして、之に需要供給の數量加はらざれば價格を定むる力なし。同一の利用と費用を有し、從て同一の價値を有するものにて、現に取引せられ、又は近き將來、遠き將來に市場に提供せらる可き供給量小な

るときは價格は高く、大なるときは價格は低かる可し。其反對に、現に買はんと欲する需要、若くは近き將來、遠き將來に於て買はんとする需要の量小なるときは價格低く、大なるときは高し。此事情を賣手間の競争、買手間の競争の強弱と云ふ。競争が兩當事者間に行はるゝときは競争價格、一方にのみ行はるゝときは獨占價格と云ふ。其強弱は需要又は供給の數量を左右す。

貨幣利用及支拂能力

第八節 貨幣利用及支拂能力の大小

現に取引せんとするとき、買手が貨幣の利用を大と認むるときは、勢ひ支拂ふ貨幣高を減ずるを勉む可く、從て價格は低し。其反對の場合に價格は高し。他方に於て、賣手が貨幣の利用を大と認むるときは、少額の貨幣に換へても其品を賣る可し、從て價格は低し。其反對の場合に價格高し。

信用の作用

貨幣は、流通の要具なれば、一般商品と異なり、利用遞減法則の支配を受けず。乍去、或人が支拂ひ又は請取らんとする一定貨幣額は、時と場合の異なるにより、其利用同じからず、人を異にするときは、同一時と雖も亦異れり。其利用の差は、賣買當事者の支拂能力を左右し、從て價格の決定に影響す可し。但し支拂能力は、所有貨幣の多少のみによらず、信用の作用預て力あるを忘る可からず。

第九節 限界餘剩收益均等の法則

價格決定の事情は右の如しと雖も、此等の諸事情は、畢竟するに、主として價格決定の限界を定むるものにして、一物の現實の價格が何れの點に決定せらるゝやは、未だ此によりて確知する能はず、唯だ大體の限界を知り得るのみ。換

價格決定の幅

力の關係

價格

限界餘利收益均等の法則

言すれば、以上の諸事情は、價格其ものを決定するにあらず、價格決定の幅を決定するに止まるものとす。

價格決定の幅の中、何れの一點に價格が決定せらるゝやは、必竟賣買兩當事者の實力又は權力關係によるものとす。賣手の實力買手より強きときは、右の幅の最高限に近き或點に價格は決定せらる可く、其反對に買手の力賣手より強きときは、右の幅の最低限に近き或點に價格は決定せらる可し。此理は競争價格にも、獨占價格にも、一樣に行はる。

其或點とは、與へられたる實力、權力關係の下に於て、各當事者が其れゝ賣手は賣手側、買手は買手側、平均の餘利價値を收得し得可き點なるを常とす。此理を名づけて限界餘利收益均等の法則と云ふ。其意は、各當事者側の得る限界餘利收益は、與へられたる諸事情と、與へられたる實力關

價格決定の最終原則

分配の定義

係の下に於いて、均等に歸一する傾向ありと云ふにあり。即ち限界餘利收益均等の法則こそ、價格決定の最終原則にして、他の諸々の事情は、此の原則の行はるゝ範圍を定むるに止まるものと知る可し。

第四章 所得

第一節 所得の意義

國民經濟内に於て、新たに發生しまた増加したる價値は、流通の作用によりて、各經濟單位に歸着するものなり。此行程を名けて分配と云ふ。分配は流通の終局にして、私有財産制度の下に立つ今日の經濟生活に於ては、價値移轉の結末なり。されば一定の生産高定りて、而して後に分配起るものにあらず、一切の價値は一方に於て生産せられつゝ、

所得の定義

あると同時に、他方に於て分配せられつゝあるものと知る可し。

分配せられたる各經濟單位の得点を所得と云ふ。詳しく云へば、各經濟單位が經濟行爲の對價として受くる價値の増量（餘剩價値）を一括して所得と名くるものにして、通例一定の期間を限り、其期間内に各經濟單位が收得する一切の貨幣價値増量を通算して其期間の所得と云ふ。例へば何某一ヶ年の所得金千圓と云ふが如し。されば所得は、必ずしも直接に經濟行爲の成果（生産の結果たる生産高）を指して云ふものと思ふ可からず、流通市場に於て、價値移轉の作用により、各經濟單位が經濟行爲に對して受くる對價の中、貨幣價値の増量分を總稱するものと知る可し。

第一節 所得の淵源及種類

第一淵源

所得の淵源は分つて二とす。第一淵源又は間接淵源と第二淵源又は直接淵源是なり。前者は所得發生の本體を云ひ、後者は所得の定まる實際の運用を云ふ。

第二淵源

第一淵源は經濟行爲にして、之れを細別すれば 一労働 二財産の運用 三労働並に財産の運用の三者あり。従て此點より區別すれば所得には 一労働所得 二財産所得 三混合所得の三種あり。

第二淵源に基く所得の種類

第二淵源は價値の移轉にして、此に三種あり。一契約締結の結果 二價値移轉の總殘高 三強制報償是なり。従て此點より所得を分類すれば 一契約所得 二殘高所得 三強制所得の三種あり。

所得を中心とする經濟生活の區別

第三節 所得と價格

今日の經濟生活は、所得を中心として二大別することを得可し。一は所得に到達するまでの經濟生活にして、二は所得を得たる後の經濟生活なり。生産は所得に到達する一手段に過ぎず、他方に於て、貯蓄と消費とは所得を得て始めて行はるゝものなり、而して其中心たる所得の定まるは流通市場に於ける價值の移轉によるものとす。一切の生産は、流通市場に搬出して始めて所得となり、一切の消費貯蓄は、流通市場より所得を得來りて後行はるゝものなり。生産に於て生産物を生ずるも、未だ其業を卒へたるものにあらず、之を流通市場に致し、價值の移轉により、轉輾交錯の結果所得を得てこそ目的を完ふするものなり。されば生

最終の標準は所得の大小なり

貧富の意義

産高の多少は一の手段たるものにして、最終の標準は所得の大小にのみ存す。他方に於て、所得の大小は、即ち吾人欲望充足の範圍程度を支配するものにして、兼てまた生産用財産即ち資本の増殖の度合を左右するものなり。貯蓄は必ず所得に就てのみ行はるゝ外なく、貯蓄なければ資本の増殖期す可からざるなり。之を要するに、吾人經濟行爲一切の終極は所得に存し、所得の大小は直ちに人間の經濟上の運命を制するものとす。故に經濟上最重要の問題は所得の大小是にして、國の貧富も、個人の貧富も、所得の大小によりて定めらるゝものなり。財産又は資本の大小は之が所得の大小を左右するの原因たるのみ、肝要なるに過ぎずして、畢竟一の手段たるのみ、目的とする所は所得の大小のみに存せり。財産を有することは直ちに富有と同視

國民經濟の最大問題

所得は一の價格なり

價格と所得の差異

す可からず、其財産が大なる所得を生ずればこそ所有者は富者たるなり。而して國民經濟内に於ける最大の問題は、各經濟單位の得る所得の比較的大小是にして、之によりて經濟上百般の問題は決定せらるゝものと知る可し。

さて、所得の大小を定むる原因を究むるには、所得も畢竟一の價格に外ならざることを知るを要す。今日の經濟生活は、總て流通市場に於ける價值移轉の作用に支配せらるるものなれば、其作用の總括たる價格は、即ち經濟生活の總括なり。唯だ財が流通上に於て受くる對價を價格と稱し、人が受くる對價を所得と稱するの差あるのみ。換言すれば、吾人は經濟客體を流通して價格を得、經濟主體を流通して所得を得るなり。されば財の價格の大小を決定する事情并に原因は、同時に人の所得の大小を決定する事情并に

原因たるものにして、唯だ價格が財の性質により或原因に制せらるゝこと多きが如く、所得も其種類の異なるにより甲原因に制せらるゝ多きもの、乙原因に制せらるゝ多きもの等の別あり。以下之を詳説せん。

第四節 契約所得の特性

契約所得は私有財産制度の下に於て、國家の法制の定むる範圍内に於て生ずるものにして、其特性は法制によりて保障せられたる契約當事者の實力の相對的強弱によりて左右せらるゝこと是なりとす。今此點より契約所得を分類するときは左の種類あり。

- 一 引渡契約所得
- 二 貸借契約所得

實力の強弱

契約所得の種類

引渡契約所得

貸借契約所得

勤勞契約所得

以上三種に於ける實力強弱の度合

三 勤勞（雇傭）契約所得

引渡契約所得は、賣買・交換を總括するものにして、主として財其ものを價值として移轉する場合に生ずる所得なり。故に此場合には、一方は財を引渡し、他方は其對價を引渡す當事者なり。貸借契約所得は消費貸借・使用貸借・賃貸借を總括し、主として財産の所有者と其使用者とを當事者とするものなり。勤勞契約所得は主として雇傭契約の場合を云ふものにして、請負契約も多く其中に含まるゝものとす。此場合には、一方は勞務の給付又は仕事の完成を契約し、他方は之に對し報酬を與ふることを契約する者を以て當事者とするものなり。さて、契約締結は所得の大小を定むる所以にして、之に際し實力の比較的強弱は、引渡契約所得にありては兩者殆んど相均しきを例とし、賃借契約所得にあ

引渡所得

貸借所得

勤勞所得

りては兩當事者間に均からず、時としては一方、時としては他方の實力強きを常とし、勤勞（雇傭）契約所得にありては常に一方（雇主）のみ實力強きを例とす。従つて次の結果を生ず。引渡契約所得に就ては、一般價格を定むる事情は契約締結上の實力の差違の爲めに影響せらるゝこと最も少く、概ね價格決定の事情其儘に行はるゝものなり。賃借契約所得に就ては實力弱き當事者の所得は、其強きものゝ所得より少く、従て一般價格決定事情は之が爲めに左右せらるゝこと大にして、時には其作用を著しく妨げ、單に實力の強弱のみによりて、所得の大小定めらるゝことあり。例へば住宅不足の都市に於ける家主の實力甚だ強く借家人の實力甚だ弱きが如きは是なり。勤勞（雇傭）契約所得は勞務の給付をなすもの即ち勞働者の實力常に弱く、之に

報酬を與ふるもの即ち雇主の實力常に強し。従て労働者の所得は、此實力關係によりて著しく左右せられ、時としては一般價格決定事情の作用を全く停止することありとす。

第五節 強制所得の特性

強制所得の種類

強制所得は契約に關係なきものにして、之に二種あり。
一は名義上にも事實上にも契約の態によらざるもの、二は名義上は契約の態を取るも、事實上契約に關係なきものはなり。而して何れも多くは習慣又は公法上の權力關係に基くものなり。封建時代には此種の所得少からざりしも、今日は漸く跡を絶たんとす。

強制所得と價格の法則

強制所得は習慣又は公法關係によりて定めらるゝが故に、一般價格の法則の作用より遠かること大にして、一々其

特殊の事情を知るにあらざれば之を究め難く、従て學問上一定の法則を立つること能はざるものとす。

第六節 殘高所得の特性

殘高所得の特性

殘高所得も、根本に於ては、一般價格の法則に制せらるゝものなれども一の特性ありて著しく其作用を影響す。其特性とは、殘高所得は餘剩價値の總計なることはなり。詳しく云へば殘高所得は種々の契約を締結し、其作用により契約上の對價を拂渡したる後に殘る餘剩價値にして、損益勘定の貸方より借方を控除したる殘高に當るものとす。此特性を名けて『レントアビリティ』Rentability 餘剩性・地代性
又は収益性
と云ふ。

『レントアビリティ』

所得の種類

第七節 分配に関する通説

分配に関する通説によれば、一國民經濟の總所得は左の各種の所得に分配せらるゝものとす。

- 一 地代。地主の所得
- 二 利子。資本主の所得
- 三 勞銀。勞働者の所得
- 四 利潤。企業者の所得

而して右の中、地代のみ就ては、リカルド氏の地代學說なるもの今に行はれて、一種特別の決定原因ありとし、其餘の三所得に就ては一樣に常準律又は平均率なるものありて、需要供給の關係によりて定めらるゝものとせり。即ち分配には地代原則（レンテン・プリンチップ）需要原則（タ

地代學說

需要供給學說

殘高の原則

第八節 地代及利子

ウシユ・プリンチップの二大法則ありとせり。此通説は學問上誤謬の點甚だ多くして、從ふ可からず。以下各項目に就て詳述することゝせん。

リカルド氏の地代學說によれば、地代は殘高にして、生産高より他の所得を控除したる餘剰なりと云へり。從て地代は土地產物の價格の原因ならず、却て其結果なりとす。此學說を證する爲に甚だ複雑なる説明を用ゐて、地代成立の有様を講述すること常例となり居れり。然れども此等の説明は總て無用なり。唯其取る可きは、所得の中殘高所得なるものありと云ふこと是なり。而して其は地代にあらずして利潤なり。

地代の特性

地代は財産所得の一種にして、昔にありては多く強制所得なりしも、今日に於ては契約所得なるを常とし、而して契約所得の中貸借契約所得なり。されば一般價格決定事情の外、一方の當事者の實力他方より強きが爲著しく影響せらるゝものなり。さて其實力強き當事者は、多數の場合に於ては土地の所有者にして、之を借るものは實力弱し。蓋し土地は面積に限ありて、自由に増加するを得ざる固有性を有すること既に述べたり、乃ち任意に再生産し得ざる財の價格と同じく、費用によりて左右せられず専ら利用によりて定り、供給量は少く需要量は多きものなればなり。

其他の賃貸料

土地以外の貸借物に就ても、獨占的性質多きものは（都市に於ける借家の如し）土地に準じて其對價定めらる可く、獨占性なき一般の賃貸料は、一般價格と粗ぼ同一の事情

利子

によりて支配せらる。

利息制限法

資本に對する利子は、一般價格と全然同一の法則に従ふものなり。何となれば、資本は土地と正反對に、全く獨占性を有せず、供給量は隨時増加するを得るものなればなり。但し利子も亦財産所得にして、貸借契約に基くものなれば、實力の強弱大に關係あり。殊に消費信用の場合に於ては、資本の貸手の實力は、借手の實力よりも遙かに大なるを常とし、從て非常に高き利子を收むることあり。是れ我邦を始め各國に利息制限法ありて、實力弱き當事者を或度まで保護する爲め、利子所得に強制所得の性質を附與する所以とす。地代に就ては如此特別法なきは文明國の缺點にして、近來土地自然増價課税の政策の起りしは聊か此缺點を補ふ所以なれども、直接當事者の保護に付ては未だ何等の施設あるを見ず。但し最近大正十三年八月十五日我邦に暫行立法として借地借家臨時處理法施行せられ、地代家賃其他の賃貸條件にして著しく不當なるときは、裁判所は之れが變更を命ずることを得とせり。是れ以上の缺點を補ふものなり。

第九節 勞銀

勞銀の本質

協約所得

勞銀の特性

勞銀は勞働所得にして、昔にありては強制所得たること多かりしも、今日に於ては全く契約所得と認めらる。但し單に名義上の契約所得にして、事實上は強制所得たる場合甚だ多し。而して最近に於ては、賃銀協約の制度行はれ、團體と團體、即ち勞働組合と企業者團體との間に總括的協約を締結して勞銀の程度を定むることあり。協約は契約にあらざ、從來の私法の契約の觀念を以て協約を論ず可からず。故に此制度普及するに至れば、勞銀は契約所得の名義をも脱し、一種の新所得たる協約所得となる可きなり。

契約所得の中、勞銀は勤勞契約殊に雇傭契約によるものなれば、一方當事者即ち雇主の實力甚だ強く、從て勞銀の大

勞銀の形態

小は一般價格の法則以外、雇主の意志と實力とによりて影響せらるゝこと極めて大なるものとす。

勞銀の形態は拂渡の方法に從て之を大別すれば 一時間給 二出來高給の二種あり。一時間何錢・二日何圓・三週何圓と定むるを時間給と云ひ、出來高單位例へば繰絲三十匁に付何錢・箱張百箇に付何錢と定むるを出來高給と云ふ。

右の外、各種の附屬給を與ふることあり、其重なるものを利潤分配制度とす。此制度は、以上何れの勞銀形態とも結び付くるを得るものなり。されど實際に於ては、眞正の利潤分配は實行し難く、事實上は、勞銀の一部を拂渡し置かず、一定期の後利潤分配の名の下に一括して支拂ふ場合多し。其名甚だ美なれども、實之れに伴ふもの鮮し。

更らに、右二種に種々の細目あり。其の概要を表示すれば左の如し。

- 單純時間給 (一定の時間給のみを與ふ)
- 獎勵加給付 (一定の時間給に加ふるに出
來高に應じ獎勵金を與ふ)
- 時間給加給付時間給 (一定の時間給の外に
出來高利益を分配す)
- 制限付時間給 (タスク給と云ふ、一定の出來高に達
せざるときは所定の時間給を割引す)
- 單純出來高給 (一定の出來高
給のみを與ふ)

出來高給

獎勵加給付出來高給 (種々の獎勵を所定の出
來高給に添付して與ふ)

雇傭契約の特
性三あり

雇傭契約の特性は 一 労働者は雇主の権力の下に立つ
にあらざれば、勞務の給付を爲し能はざること常なれば、人
格上著しく拘束を受くること 二 労働者は貧なるを常と
すれば、不利益なる條件と雖も、之を甘受せざれば自己并に

其矯正の必要

家族は直ちに飢饉に陥るを免れざること 三 労働者と雇
主とは實力の差極めて大なるものなれば、個別契約締結に
際しては、労働者は常に不利の地位に立つことの三點にあ
り。故に國家の力を以て之に強制所得の性質を附與する
か、又は労働組合を結びて協約所得の性質を確定するか、何
れにしても單に契約所得の名義を以て甘ず可きものにあ
らずと知る可し。

利潤の本質

第十節 利潤

利潤は純然たる殘高所得にして、之を契約所得たる利子
と混同す可からざるものとす。殘高所得の大小は、生産總
額の中より控除す可きもの、即ち契約又は強制により他人
の所得となるもの、大小によりて、定まるは勿論なり。地

利潤と勞銀の關係

代・利子・并に勞銀として支拂ふ所大なれば、利潤は小に、其支拂ふ所小なれば、利潤は大なり。即ち利潤の大小は、間接の原因によりて定めらるゝこと多く、直接の原因の作用は之に比しては少しと知る可し。然れども、實際に於ては、企業者は一切の生産發動の根元なれば、生産の起り流通の行はるゝは、結局利潤を多く殘さんが爲にして、今日の經濟生活は利潤經濟即ち殘高經濟なりと云ふも不可なし。從て所得の問題中最重要なるは、利潤の大小にして、國民經濟の盛衰も亦た之によりて支配せらる。さて、企業者は概ね財産を自ら有するものなれば、利潤と稱するものの内事實上地代又は利子を含むこと多し。從て利潤と地代・利子とは大抵利害を一にするものにして、勞銀のみは全く反對の利害關係を有せり。是れ現今社會問題と稱するものゝ生ぜる

社會問題の意義

所以なり。殘高所得たる利潤を所得として立つ企業者資本主・雇主とも云ふ、其理由は生産編に述べたり。と契約所得中實力最も少き勤勞所得たる勞銀によりて生活する勞働者とは、利害を異にし、種々の問題を惹起す、之を總稱して社會問題又は勞働問題と云ふ。而して其中心は所得問題に外ならざるものとす。

第五章 結論

價格及所得の調和

恐慌及其種類

其原因

價格と所得と各其所を得て、經濟生活順調を得れば、自ら一國の富を増し、又各經濟單位の經濟上の地位を安定す。之に反し調和を失ふときは種々の弊害を生ず。其重なるものは恐慌なり。恐慌には生産恐慌と流通恐慌とあり、流通恐慌を更らに細分すれば、販賣恐慌・信用恐慌（銀行恐慌）・貨幣恐慌等あり。何れも需要供給の適合宜きを失ひ、價格と

過超生産の意義

所得とが常態を維持する能はざる場合に起るものなり。生産恐慌を以て過超生産に基くと云ふも、必竟は生産其もの、過超を云ふにあらざ、價格上の不調和を云ふなり。即ち相當の利潤を生ず可き價格に於て賣り能ふ分量を超過して、生産するの意に外ならず。

景氣の循環

價格と所得の不調和は、他方に於て、生産と消費の不調和資本の形成と其の充用の不調和と關連すること多し。輓近に至りては、此等の不調和は、恐慌を惹起するのみに止まらず、更らに景氣の循環を著しく刺戟することゝなれり。景氣の循環とは、好景氣、恐慌、不景氣等交互に來往することを云ふ。十九世紀に於いては、恐慌に周期あり、經驗上約十年毎に襲來すること、人の知る所なりしも、爾來一時的恐慌の襲來よりも、景氣の循環の方遙かに重要な現象となり、恐

生産と消費の不調和

慌は偶然の原因により一時に突發するものにあらずして、景氣循環の行程中の一階段と見る可きこと漸く認めらるゝに至れり。

生産と消費の不調和とは、生産のみ多くして、消費之に伴はざるか、又は其の反對に生産は少く、消費のみ増大する場合に起る現象なり。但し近時の不調和は、多く生産が消費よりも多き場合、之を過超生産とも云ひ、又、た過少消費とも云ふ。に起ると言ふもの

多し。而して其の原因は自由競争の支配の下に在る資本的企業の本質として、消費の如何を顧慮することなく、只管生産擴張をのみ念とするに在りと説く者あり。社會主義の所説。

資本の形成と其の充用の不調和とは、資本の形成せらるゝ度合大にして、其の充用の度合之に及ばざるか、又は其の反對に、資本の形成の度合小に過ぎて、此に對する需要を充

資本の形成と充用の不調和

すに足らざる場合に起る現象なり。此の不調和は、或種の資本のみ多くして他の種類の資本乏しきより起ることあり、又た資本形成の時期と其の充用の時期と一致せざるより起ることあり。

其原因

景氣循環の起る原因に就ては、諸説紛糾して歸一する所なきが如し。其の故は、此等諸説は何れも循環の起る諸原因中の或ものを指摘するに止りて、其の全部を顧慮せざるが爲と知る可し。景氣の循環の起るは、其の原因種々ありて、之を一に歸することを得ざるものなり。必竟するに、今日の流通生活は、直接欲望充足を主眼として活動するものにあらず、貨幣價値の餘剰を最大量に收得するを主眼とするものにして、其の結果、價格と所得との不調和、生産と消費との不調和、資本の形成と其充用の不調和等種々の不調和

を生ずるものなり。故に單に一二の原因を除き去りたりとて、景氣の循環は停止す可きにあらず。

近來、此等一切の原因を究明し、景氣循環の趨勢を豫測して不慮の禍を防ぎ、又は各自の經濟行爲の方針を得んと欲する者多きを加ふるに従ひ、學理上并に實際上種々綿密なる調査を成すもの起れり。其中著しきものは、財界又は經濟パロメーター及經濟指數及曲線調査なり。他方に於て、國家は一定の政策によりて、一面國民の經濟活動を保護獎勵すると共に、他面景氣の循環に伴ふ諸般の弊害を輕減除却するに勉むるものなり。

經濟行爲一切の總括たる所得は貯蓄と消費との二途に充てらるゝものなり。其割合は貯蓄心の大小によりて支配せられ、貯蓄心の大小は貯蓄の價格即ち利子によりて左

經濟パロメーター
指數調査

貯蓄及消費

奢侈

右せらるゝこと多し。但し私有財産の安固なるを要するや勿論なり。貯蓄に退藏と資本化とあり。貯蓄したるものを、單に保藏するに止まるを退藏と云ひ、企業生産に投下して資本となすを資本化と云ふ。

消費が所得の割合に不相應なるとき、之を奢侈と云ふ。但し、普通に奢侈と稱する内には、生活程度の向上發展をも含むことあるが故に細密の辨別を要すと知る可し。

所得が消費と貯蓄とに適當に分配せらるゝときは、縦令景氣の循環は全く之を免るゝことを得ずとも、所得と價格・生産と消費資本の形成と其の充用間に於ける諸種の不調和より起る弊害は著しく減ず可し。斯くして國民經濟は始めて健全なる發展を遂ぐるを得可きものなり。以上諸般の不調和を除去するに必要な各種の施設を研究する

經濟政策・社會政策

は、經濟政策（經濟各論）及び社會政策の任とする所なり。されば經濟原論を學びたるものは、更らに、經濟政策並に社會政策を學ばざる可からずと知る可し。

31. VIII. 24.
18. X. 24.
4. XI. 24.

經濟原論教科書 終

大正十四年二月五日印刷
 大正十四年二月十日發行

經濟原論教科書

定價金壹圓參拾五錢

著者 福田 德三

株式會社 同文館
 東京市神田區表神保町二番地

發行者 田中 六藏

右代表者 鷺見 九市
 株式會社 秀英舍
 東京市牛込區市谷加賀町一丁目十二番地

印刷者 印刷所



發兌 株式會社 同文館

東京市神田區表神保町二番地
 電話替口座東京一三〇三八一五番

▲弊館發行之教科書は常に多數の製本準備有之候間萬一賣捌店に賣切等の節は直接弊館へ御注文願上候▼

320
931

終